

「観光活性化標識ガイドライン」補足文章（案）

「第1章 観光情報の提供における案内標識の役割 3. 案内標識の役割」について （ガイドライン2頁）

○ガイドライン本文より

観光客の来訪目的は、その地域の観光資源や風景・風土、文化等にふれることであり、観光情報の提供等受け入れ環境の整備はあくまでそれを支援するためにある。これを踏まえて、観光情報の提供はメディア相互の補完によって効果的かつ合理的に行われるべきであり、その中で案内標識をそれに適した役割で活用する必要がある。

案内標識は、誰もがいつでも現地で使えることが最大の特徴であり、位置が確認しやすいなどの長所を持つが、提供できる情報量が限られている。したがって、案内標識では位置案内に関する情報を中心に、多数の人に共通の基本的な情報を分かりやすく表示すべきである。

なお、案内標識は「指示標識」、「同定標識」及び「図解標識」に分けられ、目的に応じて使い分ける必要がある。

また、案内標識により提供する観光情報は、観光客の視点を重視しながら、多数の人が訪れる観光資源の案内や観光案内所、トイレの案内等、観光地毎に検討することが必要である。

「指示標識」「同定標識」「図解標識」とは、標識の情報提供手法に関する概念について整理しているもので、それぞれ、特定の地点に誘導するための情報を提供するもの（指示標識）、観光施設の名称等の情報を提供するもの（同定標識）、地図を活用して現在地や周辺の施設等の情報を提供するもの（図解標識）を指しており、目的に応じて使いわけることが必要である。

「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方

1. 基本方針 (2) 地域特性に応じた観光情報の提供」について

(ガイドライン4頁)

○ガイドライン本文より

まちの構造や観光資源の分布等地域特性に応じて、最適な方法で観光情報を提供することが必要である。この際、自然や人工構造物等地域固有のランドマークを現在位置の確認等に活用することも有効である。

地形などの自然要素、人口や都市の規模、道路や鉄道等の交通機関、観光資源の分布状況等は地域により大きく異なる要素であることから、まず、まちの構造や観光資源の分布等地域特性を把握するために、市町村や観光関係団体、住民等の関係者が以下のような検討を行うことが必要である。

- 地域内にどのような観光資源が存在するのか。
- 観光資源がどのような分布をしているのか。
- 観光客の特性（どこからどのような形態が、どのような移動手段でアクセスするのか等）はどのようなものか。
- 道路や公共交通機関等の行動起点から観光資源までのアクセスをどのように考えるか。

上記検討から抽出された、まちの構造や観光資源の分布等地域特性に応じて、その土地毎に具体的な留意点に配慮しつつ最適な方法で観光情報を提供することが必要である。

また、観光案内所など観光地の情報拠点となる場所が重要となることから、地域特性を考慮し、全体の中での場所の選定や設置の基準等を明確化することが観光情報を提供する際に有効となる。

「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方

2. 案内標識の計画・設置と管理（2）計画・設置と管理 4）管理」について （ガイドライン9頁）

○ガイドライン本文より

管理にあたっては、定期的な点検を行う。さらに、良好な設置状態を維持するために汚損しにくい材質や形状を採用するとともに、情報が古くなることによる不適切な案内を防止するために容易に更新できる構造等を工夫する。

案内標識は、その管理主体を明確にし、管理主体は良好な設置状態を維持するために定期的な点検や清掃等及び適切な情報の更新を行うことが重要である。

地域のマネジメント組織は、案内標識や他のメディアにおける適切な情報の更新が円滑に行われるように、案内標識台帳等のデータベースや連絡体制を維持し、更新情報の提供を行う。

また、地域で統一して用いるべき事項（例：施設名称などの表記、ピクトグラム、特定の観光ルートの設定など）については、マネジメント組織の参加者以外が情報提供する場合にもなるべく統一が保たれることを期待して、ホームページなどで広く公開することが望ましい。

**「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方 3. 案内標識の表示方法
(1) 表記方法 1) 各言語に関する表記方法」について**

(ガイドライン9頁)

○ガイドライン本文より

日本語の表記については、施設の名称等を正式名称、通称及び愛称等のどれを使用するのか、当該施設管理者の協力により明確化する。

英語（ローマ字）の併記を原則とし、適切なスペルや語法等を用いる。

また、英語圏以外の外国人観光客が多い観光地では、地域特性や観光客へのホスピタリティの観点から効果的に機能する場所を選定することや、必要性の高い情報のみを多言語とする等、表示が繁雑にならないことに留意しつつ、多言語表記を行うことが有効である。

なお、表記対象となる国・地域の人にとって理解できる表現を用いることが重要である。

日本語や英語（ローマ字）表記等の各言語における施設の名称等の具体的な表記については、当該施設管理者の協力により明確化し、地域で統一して用いるよう努める。特に英語（ローマ字）表記については、訳によってブレが生じやすいことに留意することが必要である。

「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方 3. 案内標識の表示方法
(1) 表記方法 2) ピクトグラムの表記方法」について

(ガイドライン11頁)

○ガイドライン本文より

ピクトグラムは、国際的に通用する情報伝達手段として積極的に活用する。

ピクトグラムの表記については、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号またはオストメイトの図記号等、標準的に使用されている図記号の使用を原則とする。

一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号については、平成14年に一部がJIS化されている。(JIS Z 8210 案内用図記号)

「第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方 3. 案内標識の表示方法
(2) レイアウト 1) スケール」について

(ガイドライン13頁)

○ガイドライン本文より

文字やピクトグラムのスケールについては、視認性を考慮して高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで設定し、設定された文字のスケールをもとに、案内標識の形状、掲載する情報内容や量を調整する。

なお、英語は日本語の3/4程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさが標準である。

図Ⅱ-14. 案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

図Ⅱ-15. 地図内での標準的な文字やピクトグラムのスケール

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	-	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」による

文字やピクトグラムのスケールについては、高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで表示することが必要である。ただし、大都市部に設置する図解標識等情報量が極めて多量の場合には、図Ⅱ-15にある小サイズまで文字を縮小することができる。

また、これらについては、一般的な状況を想定した値であり、特殊な環境下においては、JIS規格（JIS S 0032 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物）を参考にするなど適切な対応が必要である。

「第3章 主に観光客を対象とする案内標識に関して留意すべき事項 2. 情報掲載基準の作成」について

(ガイドライン15頁)

○ガイドライン本文より

案内標識により提供する観光情報は、視認性を確保する観点から、通常の利用方法で認識できる適切な量とすることが必要である。

そのため、案内標識の情報掲載基準は、観光客の利便性を優先させ、官民間わず、来訪者が多い観光資源等の情報を重視し、地域のマネジメント組織を活用して作成することが望ましい。

観光情報の表記対象（施設）検討にあたっては、来訪者の多寡や、主体（官か民か）といった整理にとどまらず、地域の観光活性化方針と連携させて決定していくことが必要である。